

2月17日(日)は前橋市長選挙

大切な一票

忘れずに投票を

2月17日(日)は前橋市長選挙の投票日です。今後の市政の方向を決める重要な選挙。あなたの大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

問い合わせは選挙管理委員会事務局 ☎890-6742へ。

□選挙の日程

告示日 2月10日(日)
投票日 2月17日(日)

□投票時間・投票所

時間 午前7時～午後8時(東金丸自治会館と三夜沢赤城神社氏子会館は午後6時まで、中之沢住民センターは午後7時まで)
投票所 市内9カ所

□投票できる人

昭和63年2月18日以前に生まれ、昨年11月9日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録され、選挙人

名簿に登録されている人。

□転居した人の投票

市内で住所を移した人

2月1日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票することになります。

●市外へ転出した人

投票日まで他の市町村へ転出した人は、投票できません。

□代理投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わって記載し、投票できます。投票の秘密



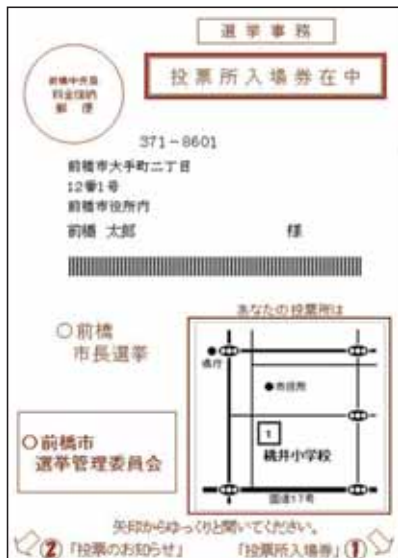
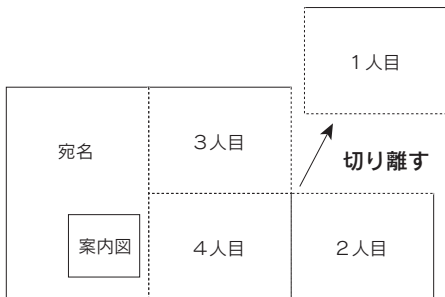
□点字投票

は厳守します。目の不自由な人は点字で投票できます。

入場券は世帯ごとに郵送

3連の折りたたみ式の圧着ハガキ(シールنگメール)で入場券を郵送します。1通に4人分の入場券を表示。両面(左図の①②)を開き、入場券をミシン目に沿って切り離して投票所へ持参してください。有権者が5人以上の世帯へは、複数のハガキが郵送されます。入場券を紛失した場合は、投票所で再発行しますので、投票所係員に申し出てください。

ハガキを開き入場券をミシン目に沿って切り離しそれぞれ本人が投票所へ持参してください。



市内9カ所で期日前投票

市内9カ所(下表のとおり)に期日前投票所を開設。投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができません。どこでも投票できますので、入場券を持参し、近くの期日前投票所をご利用ください。なお、投票所では宣誓書の記入をお願いします。

期日前投票所		
施設名	期間	時間
市役所(1階市民ロビー)	2月11日(月)～16日(土)	午前8時30分～午後8時
大胡支所		午前9時～午後8時
宮城支所		
粕川支所		
上川淵公民館		
桂萱公民館		
元総社公民館		
南橋公民館		
城南公民館		

なお、入場券については市民課入場券担当係(☎890-6102・6106)へ問い合わせを。

病院などで不在者投票も

●病院・施設に入院・入所中の人
県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人は、施設内で投票できます。

●重度身障者の人は郵便で投票所へ行くことが困難な重度の障害のある人には、自宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するとき、事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け

てください。対象は次のいずれかに

該当し、自書できる人です。
①身体障害者手帳に、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級、免疫障害の程度が1級から3級までと記載がある人。
②戦傷病者手帳に、両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで、内臓機能の障害が特別項症から第3項症までと記載がある人。
③介護保険被保険者証に、要介護状態区分「要介護5」と記載のある人。
また、①から③の障害いづれかに該当し、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害程度が1級と記載されている人、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までと記載されている人には、

選挙公報は新聞折り込み

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みで各家庭へ配布。2月13日(水)の上毛・朝日・毎日・読売・産経・東京新聞の朝刊に折り込みます。これ以外の新聞を購読している家庭や新聞を購読していない家庭は、市選挙管理委員会へ連絡してください。選挙公報を郵送します。なお、市役所、水道局、各地区公民館などの市有施設、JR市内各駅、上毛電鉄中央前橋駅、各郵便局などにも置いてあります。

ホームページで開票の速報

開票は投票日当日午後9時10分から市立前橋高体育館で行います。投票状況と開票結果は市役所西玄関に掲示。また、本市ホームページでも速報します。